

所沢市空き家等の適正管理に関する条例



所沢市総務部危機管理課防犯対策室

所沢市空き家等の適正管理に関する条例について

1. 背景と目的

近年、高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などの理由による空き家が目立つようになり、その不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑を受けたりすることについて、市への相談が増えています。

この条例は、空き家等が放置されることにより建物の一部が破損し、隣家や公道への飛散を防止すること及び敷地内に茂った樹木や雑草の除去など、所有者等に適正な維持管理を求めるものです。

これにより、犯罪や放火を誘発する要因を除去し、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的としています。

2. 空き家についての相談

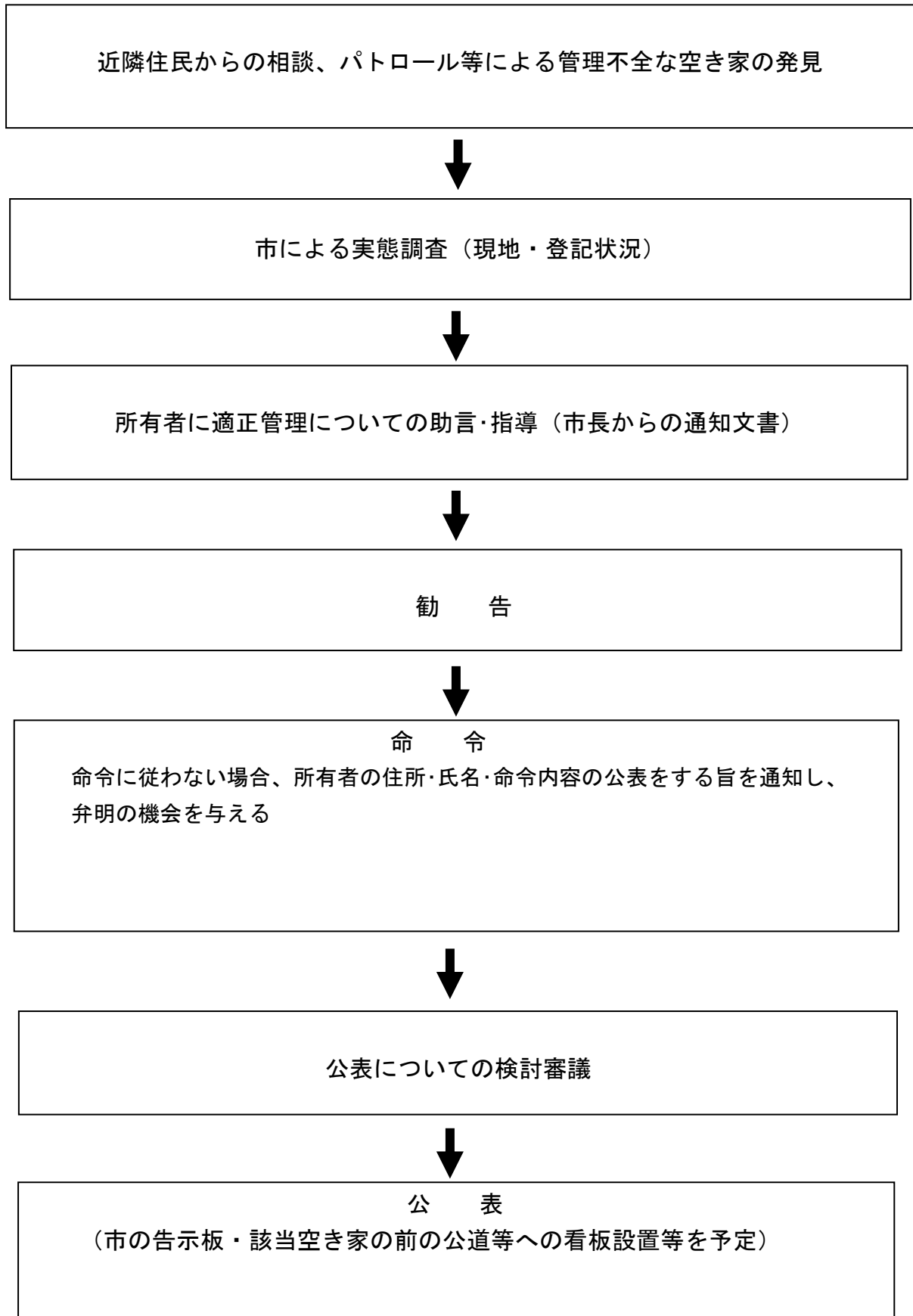
所沢市では、平成21年度から、危機管理課防犯対策室が空き家の相談についての総合窓口となりました。

相談内容としては、樹木や雑草の繁茂、住宅の一部破損による飛散、門扉等の無施錠による不審者等の立ち入り、ガスボンベなどの放置による放火の心配などがあります。

3. 事務の流れ

条例に基づいた空き家に関する相談事務の流れは、次の図のとおりですが、この手続きの段階の途中で、適正に管理がなされた場合には、その時点で手続きは終了します。なお、個々の状況により、緊急的な対応を要する場合等は、適宜関連部署や関係機関と連携を図りながら、調整・対応を行います。

事務の流れ



4. 今後の展望について

空き家は、あくまでも所有者の財産であり、空き家があるということだけで問題にすることはできません。この条例では、空き家の管理不全な状態により、近隣住民等が不安を感じたり迷惑を受けたりすることを問題としています。

この問題を根本的に解決するためには、しばらく家を空けることになった場合でも、「何かあったらここへ連絡してください。」と言い合える、普段からの地域のコミュニケーションが非常に大切であると考えます。

今後、ますます進んでいく高齢化や少子化により、管理不全な空き家は増えていくことが懸念されますが、この条例を周知することにより、自分の所有している空き家の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は業者等に依頼する等、所有者としての責任を果たすことを心がけていただく方が増えることを願っています。

